公

汨

火曜日

Ш

町 \sim

令和元年7月16日 21 号

(道路維持課) ……4

(県民情報広報課) ………6

(都市計画課) ………8

(都市計画課) ……8

(都市計画課) ………9

目 次

示 (第150号 - 第154号)

1	(廃棄物対策課)	○廃棄物が地下にある土地の区域の指定
1	(計量検定所)	○特定計量器の定期検査の実施
2	(計量検定所)	○特定計量器の定期検査の実施
3	(計量検定所)	○特定計量器の定期検査の実施

○道路の区域の変更

- ○競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ……4
- ○一般競争入札の実施
- ○開発行為に関する工事の完了
- ○開発行為に関する工事の完了
- ○開発行為に関する工事の完了

公安委員会

○指定講習機関の代表者の変更

(警察本部運転免許試験課) ………9

示

福岡県告示第150号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第 15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域 として指定する。

令和元年7月16日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定する区域

嘉麻市上山田字尾浦86番121の一部

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2の規 定による埋立地の区分

法14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者(埋立処分を業として行う者に限る。)により産業廃棄物の埋立処分の用に供された場所(自らその事業活動に伴って生じ た産業廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開 始されたものにあっては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る 。) であって廃止されたものに係る埋立地

福岡県告示第151号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器 の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和元年7月16日

福岡県知事 小 川

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の	元年9月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所西別館	
非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。	元年9月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所西別館	
)、分銅及びおもりの検査	元年9月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール (かわせみホール)	うきは市
4007070	元年9月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール (かわせみホール)) 5 (4 11)
	元年9月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール (かわせみホール)	
	元年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール (かわせみホール)	

毎週火金曜日-8577 福岡市博多区東公園7番7-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1

	元年9月10日	10:00~12:00 大木町子育て交流セ 13:00~15:00 ンター	大木町
	元年9月11日	10:00~12:00 大木町子育て交流セ 13:00~15:00 ンター	八八四
	元年9月12日から 元年11月11日まで	左欄の間に行う検査については、うきは 市及び大木町と協議の上、指示する。	うきは市 大木町
イ ひょう量が 300kgを超える 非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。)、分銅及び おもりの検査	元年9月12日から 元年11月11日まで	左欄の間に行う検査については、検査 を受けようとする者と協議の上、指示 する。	うきは市 大木町
ウ ばね式指示 はかり又は電 気式はかりで 目量の数が6.0 00を超えるも の、1級のは かり及び2級 のはかりで目 量の数が2.00 0を超えるも のの検査	元年9月12日から 元年11月11日まで	左欄の間に行う検査については、検査 を受けようとする者と協議の上、指示 する。	うきは市 大木町

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
	元年9月12日から 元年12月11日まで		査については、検査 者と協議の上、指示	うきは市 大木町

福岡県告示第152号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和元年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

- 一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
- (1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の	元年9月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	サン・アビリティー ズいいづか	
非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。	元年9月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市二瀬交流セン ター	
いを続く。、分銅及びおもりの検査	元年9月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚第一体育館	
	元年9月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市穂波交流セン ター	
,	元年9月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市穂波交流セン ター	飯塚市
	元年9月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市筑穂支所	
	元年9月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市地方卸売市場 (青果部)	
	元年9月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	飯塚市頴田交流セン ター	
	元年9月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	庄内保健福祉総合セ ンターハーモニー	
	元年10月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	鴨生町公民館	
	元年10月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	稲築地区公民館	
	元年10月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	碓井住民センター	嘉麻市
	元年10月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	夢サイトかほ	新州川
	元年10月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	夢サイトかほ	
	元年10月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	夢サイトかほ	

P	
K	
<u> </u>	
田	
_	
ユニン	
2	
+7	
Ę	

	元年10月9日	10:00~12:00 13:00~15:00 嘉麻市山田庁舎	
	元年10月10日	10:00~12:00 13:00~15:00 桂川町役場	桂川町
	元年10月11日から 元年12月10日まで	左欄の間に行う検査については、飯塚 市、嘉麻市及び桂川町と協議の上、指 示する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町
イ ひょう量が 300kgを超える 非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。)、分銅及び おもりの検査	元年10月11日から 元年12月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査 を受けようとする者と協議の上、指示 する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町
ウ ばね式指示 はかり又は電 気式はかが6.0 00を超えるも の、1級び2級 のはかりでで のを超えるも かり及がでで のを超えるも のを超えるも のの検査	元年10月11日から 元年12月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査 を受けようとする者と協議の上、指示 する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	元年10月11日から 2年1月10日まで		党査については、検査 者と協議の上、指示	飯塚市 嘉麻市 桂川町

福岡県告示第153号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器 ∞ の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和元年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分検査年月日		検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の	元年10月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	芦屋町町民会館	芦屋町
非自動はかり(ウに掲げる)	元年10月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	水巻町中央公民館	水巻町
ものを除く。)、分銅及び おもりの検査	元年10月23日	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	遠賀町役場 車庫棟1階多目的会 議室	遠賀町
	元年10月24日	10:00~12:00	岡垣町中央公民館	
	九年10月 <i>2</i> 4日	13:00~15:00	岡垣町西部公民館	岡垣町
	元年10月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	岡垣町東部公民館	
	元年10月26日から 元年12月25日まで	左欄の間に行う検査については、遠賀 郡各町と協議の上、指示する。		遠賀郡
イ ひょう量が 300kgを超える 非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。)、分銅及び おもりの検査	gを超える 計動はかり っに掲げる うを除く。 分銅及び 元年12月25日まで 分銅及び			遠賀郡
ウ ばね式指示 はれては電気はかりで 目量の数が6,0 00を超えるも の、1 2 が2 2 級 のはかりで 量の数が2,00 0を超えるも ののを超えるも のの検査	元年10月26日から 元年12月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査 を受けようとする者と協議の上、指示 する。		遠賀郡

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該 当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	元年10月26日から 2年1月25日まで		全をについては、検査 者と協議の上、指示	遠賀郡

福岡県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年7月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道 朝 倉 線田主丸		前	朝倉市多々連322番7先から 朝倉市多々連540番1先まで	12.5 ~ 15.2	157.6	
	倉 県道 朝 倉 線 後	県道 朝 倉 線	後	朝倉市多々連322番7先から 朝倉市多々連540番1先まで	12.5 ~ 15.2	157.6
		朝倉市多々連322番7先から 朝倉市多々連540番1先まで	12.5 ~ 31.6	167.7		

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 令和元年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし て使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
 - カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算 機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係 る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む

- 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告 (誓約) 書 (様式第11号) 及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇 用状況調査票(様式第4号)
- コ 営業概要表 (様式第5号)
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- シ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- ス ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ IS〇9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に あるものに係る評価申請書等(ただし、魔がい者雇用はケに掲げるもの)
- テ 返信用封筒(392円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg,jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

- (3) 申請書の受付期間
 - この公告の日から令和元年8月5日(月曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
 - 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

LC:

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 元年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和元年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札 に付します。

令和元年7月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約事項の名称 各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
 - (2) 契約内容及び特質等 入札説明書による。
 - (3) 契約の期間 契約締結日から令和2年5月31日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示 第339号) | に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、令和元年8月5日(月曜日)までに 次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先 福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロー ドすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資 格をいう。以下同じ。)

令和元年8月27日(火曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	A A
13	06	広告宣伝	A A

- (2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者
- (3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

- イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物(チラシ、ポスター等は含まない。)を 継続して(1年間に2回以上)製作したことがあることとする。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生 法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3102 (ダイヤルイン)

(7r / 7) 092 - 632 - 5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和元年7月16日(火曜日)から令和元年8月26日(月曜日)までの県の休日を除 く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 5の部局とする。
- (2) 提出期限 令和元年8月26日(月曜日)午後5時00分
- (3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期 限内必着)で行う。

- 10 開札の場所及び日時
 - (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁総務部会議室(地下1階)

(2) 日時

令和元年8月27日(火曜日) 午後2時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4 項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ の代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、その他の場合は別 に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積金額(この号において「見積金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの見積 金額(消費税及び地方消費税を含む。)に8.588.800(平成30年11月から令和元年5

月までの発行実績部数)を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当た りの見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)に1400(令和元年11月から令和2 年5月までの発行見込み部数)を乗じて得た額との合算とする。)の100分の5以 上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合 は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額と するもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人 等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書 面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合(同種・同規模の契約とは、 「活版印刷 | 又は「広告官伝 | 業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に 相当する額より高いものをいう。)
- (2) 契約保証金

契約金額(この号において「契約金額」とは、各戸配布広報紙1部当たりの契約 金額(消費税及び地方消費税を含む。)に8.588.800(平成30年11月から令和元年5 月までの発行実績部数)を乗じて得た額と、各戸配布広報紙音声コード版1部当た りの契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に1,400(令和元年11月から令和2 年5月までの発行見込み部数)を乗じて得た額との合算とする。)の100分の10以上 の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は 契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額と するもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人 等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書 面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合(同種・同規模の契約とは、 「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、当該契約の契約金額が契約金 額の2割に相当する額より高いものをいう。)
- 13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 14 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 その他
 - (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載している。
 - (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県 の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
 - Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities, Towns and Villages in the Prefecture.
- (2) Time Limit of Tender: 5:00 p.m. on August 26,2019
- (3) Contact Point for the Notice: Public Affairs Division, General Affairs
 Department, Fukuoka Prefectural Office,
 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
 TEL 092-643-3102

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和元年7月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 - 朝倉郡筑前町下高場字市沼1451番、1452番1、1452番3、1635番2及び1635番9
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉郡筑前町三並1398番地

清公運輸株式会社

代表取締役 片渕 義弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和元年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市花見東二丁目1834番18、1834番282から1834番285まで、1991番2、1991番9 から1991番12、1991番21、1992番2及び1992番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 糸島市前原駅南二丁目10番24-301号 濵﨑 有二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和元年7月16日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称、

(区域A) 糟屋郡宇美町桜原一丁目4958番18、4964番5及び4964番18から4964番22

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

長崎県長崎市五島町5番34-1203号

有限会社栄商事

代表取締役 高谷 信一

福岡県公安委員会告示第155号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関 の指定(平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号)の一部を次のように改正する。

令和元年7月16日

福岡県公安委員会

ドライビングスクール折尾 表中 北九州市八幡西区自由ケ丘2-2 福原弘之

ドライビングスクール折尾 北九州市八幡西区自由ケ丘2-2

ドライビングスクール折尾 北九州市八幡西区自由ケ丘2-2 福原公子

ドライビングスクール折尾 北九州市八幡西区自由ケ丘2-2

12,

を

西港自動車学校 表中 北九州市小倉北区西港町15-5 村 井 昭

西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15-5

西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15-5 野瀬繁義

西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15-5

に改める。

を